



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 農業振興地域の区域の変更（農政経済課）…………… 1
- 民有保安林の指定の予定・2件（森林管理課）…………… 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定・3件（水産課）…………… 2
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課）…………… 3
- 漁船損害等補償法施行令に基づく付保義務の同意を求めるための事前届出（水産課）…………… 3
- 道路の区域の変更（道路管理課）…………… 3
- 土地区画整理組合の事業計画の変更の認可（都市計画・モノレール課）…………… 3

### 公 告

- 知事の職務代理人（秘書課）…………… 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課）…………… 4
- 争議行為を行う旨の通知（労働政策課）…………… 4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告・2件（観光整備課）…………… 4
- 沖縄県大型MICE施設整備運営事業に係る一般競争入札の公告（観光整備課）…………… 7
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）…………… 12
- 開発行為に関する工事の完了・9件（南部土木事務所）…………… 12

### 教育委員会事項

- 平成29年度沖縄県立特別支援学校の幼稚部及び沖縄県立高等特別支援学校の入学定員について…………… 14

## 告 示

### 沖縄県告示第573号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、平成22年沖縄県告示第270号で指定した農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成28年11月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 変更した地域の名称 南城農業振興地域
- 2 変更の内容 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく都市計画の変更に伴い、新たに用途地域として指定された地域に含まれる農業振興地域を南城農業振興地域から除外する。
- 3 縮小の範囲 別紙平面図のとおり（「別紙平面図」は、省略し、沖縄県農林水産部農政経済課において縦覧に供する。）

### 沖縄県告示第574号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成28年11月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定予定保安林の所在場所 宮古島市城辺字比嘉大川1251番2（次の図に示す部分に限る。）、字比嘉

大川1253番6、字比嘉屋良座1319番8

2 指定の目的 潮害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。)

---

#### 沖縄県告示第575号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成28年11月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 指定予定保安林の所在場所 宮古郡多良間村字仲筋長嶺892番2（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 潮害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県宮古農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。)

---

#### 沖縄県告示第576号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、伊江加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成28年11月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

---

#### 沖縄県告示第577号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、石垣加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成28年11月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

---

#### 沖縄県告示第578号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、与那国加入区について普通損害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成28年11月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

---

**沖縄県告示第579号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成24年沖縄県告示第537号で同意の認定をした嘉手納加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成28年11月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**沖縄県告示第580号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、次のとおり漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づく普通損害保険に付すべき義務の同意を求めるための事前届出があった。

なお、当該届出に係る指定漁船調書を平成28年11月11日から同月25日まで知念漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

平成28年11月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 発起人の住所及び氏名 南城市知念字海野136番地 外間光吉、南城市知念字知名904番地 照喜名智
- 2 加入区 知念加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条（義務付保漁船についての保険料の集収及び払込等）第1項の申出をする漁業協同組合の名称 知念漁業協同組合

**沖縄県告示第581号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県都市モノレール建設事務所において、平成28年11月11日から同月24日まで一般の縦覧に供する。

平成28年11月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 浦添西原線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	西原町字幸地562番2から 西原町字翁長564番3まで	14.6m ～ 19.0m	353.0m
新	西原町字幸地562番2から 西原町字翁長564番3まで	19.0m ～ 47.8m	353.0m

**沖縄県告示第582号**

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年11月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 組合の名称 うるま市石川西土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 うるま市石川石崎一丁目1番
- 3 施行地区 うるま市石川親田原、石川水溜原、石川渡口原、石川石川原、石川佐阿手原、石川渡戸目原、石川下原、石川富祖原及び石川長嶺原並びに石川一丁目の各一部
- 4 事業施行期間 平成5年3月12日から平成31年3月31日まで
- 5 設立認可の年月日 平成5年3月4日
- 6 変更認可の年月日 平成28年10月27日

---

## 公 告

---

この度本職は、海外へ出張するので、平成28年11月15日から同月17日までの間における本職の職務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、沖縄県副知事浦崎唯昭が代理する。

平成28年11月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成28年11月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ニッシン(株)楽・働・館 糸満市西崎町五丁目13番6号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 ニッシン株式会社 糸満市宇潮平78番地の4 代表取締役 金城和行
- 3 法第8条第1項の規定による糸満市の意見の概要 平成28年5月20日付けニッシン株式会社が提出した大規模小売店舗届出書の32頁「13その他指針で規定する配慮すべき事項について」を遵守し、事故等ないように注意すること。
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成28年11月11日から同年12月11日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

---

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、沖縄医療生活協同組合労働組合執行委員長から争議行為を行う旨、平成28年10月28日次のとおり通知があった。

平成28年11月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 事件  
2016年年末一時金の支給割合を全職員2.5ヶ月とするとともに、一律35,000円を加算して支給すること。全職員には一時金が支給されない定年後嘱託職員等を含む。有期雇用職員への支給についても全職員と同等とすること。
- 2 期間 平成28年11月14日午前8時30分から争議解決の日まで
- 3 場所 沖縄協同病院、とよみ生協病院、中部協同病院、那覇民主診療所、浦添協同クリニック、首里協同クリニック、糸満協同診療所、協同にじクリニック、やんばる協同クリニック、老健施設かりゆしの里、生協デイサービスとよみ、安謝高齢者複合施設、美里高齢者複合施設、小規模多機能ホーム石川にじの家、地域包括支援センター古波蔵、株式会社メディコープおきなわ、浦添虹薬局、美里虹薬局及びこくら虹薬局
- 4 概要 全面ストライキを含む一切の争議行為。ただし、保安要員は除く。

---

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける沖縄県大型MICE施設整備運営事業に係る契約の一般競争入札（以下「競争入札」という。）に設計業務及び工事監理業務を担当する者として参加できるものの資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成28年11月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 調達する特定役務の種類 沖縄県大型MICE施設整備運営事業に係る設計業務及び工事監理業務

- 2 競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 健康保険及び厚生年金保険に加入していること（適用除外の場合を除く。）。
  - (2) 雇用保険に加入していること（適用除外の場合を除く。）。
  - (3) 営業年数が入札参加資格の登録を申請する日（以下「申請日」という。）現在において1年以上であること。
  - (4) 申請する業種区分（建築一般）について、直近2年の間に実績があること。
- 3 競争入札に参加することができない者
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していないもの
  - (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による登録を受けていない者
  - (3) 手形交換所による取引停止処分を受けた事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者
  - (4) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年沖縄県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 4 申請の方法等
  - (1) 申請の方法 この公告による競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接(2)イに掲げる場所に提出するものとする。ただし、平成27年4月1日から平成29年3月31日まで有効な「沖縄県建設工事入札参加資格者名簿」に登録されている者については、この限りでない。
    - ア 入札参加資格審査申請書（設計業務・工事監理業務）
    - イ 経営規模等評価結果通知書その他の経営に関する書類
    - ウ 登記事項証明書
    - エ 建築士事務所の登録通知書の写し
    - オ 申請日前の直近2年間の法人事業税、法人税及び消費税に関し滞納がないことを証する書類
    - カ 審査結果通知書送付用切手（120円分）
  - (2) 入札参加資格審査申請書（設計業務・工事監理業務）の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
    - ア 配付場所及び入手するための手段 配付は行わない。沖縄県文化観光スポーツ部観光整備課のホームページ（[http://www.pref.okinawa.jp/site/bunka-sports/kankoseibi/seibi/big\\_mice.html](http://www.pref.okinawa.jp/site/bunka-sports/kankoseibi/seibi/big_mice.html)）から直接ダウンロードすること。電話連絡及びファックスによる請求は認めない。
    - イ 提出場所及び申請に関する問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁行政棟8階） 沖縄県文化観光スポーツ部観光整備課施設整備班 電話番号098-866-2077
  - (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から平成28年12月28日（水曜日）までとする。なお、それ以降も随時受け付けるが、開札日の前日までに審査を終了できない場合には、入札に参加できない。
  - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
    - ア 言語 日本語とする。
    - イ 通貨 日本国通貨とする。
- 5 入札参加資格の審査結果 郵送により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成30年3月31日（土曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
  - (1) 商号又は名称
  - (2) 所在地
  - (3) 代表者
  - (4) 電話番号及びファクシミリ番号
- 8 入札参加資格の取消し等
  - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合若しくは審査のための実態調査に応じなかった場合又は申請書類に虚偽その他不正な事項があった場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
  - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を



有していた者にその旨を通知する。

- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する沖縄県大型M I C E施設整備運営事業に係る一般競争入札に限り、適用する。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける沖縄県大型M I C E施設整備運営事業に係る契約の一般競争入札（以下「競争入札」という。）に建設業務を担当する者として参加できるものの資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成28年11月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 調達する特定役務の種類 沖縄県大型M I C E施設整備運営事業に係る建設業務
- 2 競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 健康保険及び厚生年金保険に加入していること（適用除外の場合を除く。）。
  - (2) 雇用保険に加入していること（適用除外の場合を除く。）。
  - (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。
  - (4) 建設業労働災害防止協会に加入していること。
  - (5) 営業年数が入札参加資格の登録を申請する日（以下「申請日」という。）現在において1年以上であること。
  - (6) 申請する業種について、直近の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書における年間平均完成工事高が500万円以上であること。
- 3 競争入札に参加することができない者
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過していないもの
  - (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けていない者
  - (3) 手形交換所による取引停止処分を受けた事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者
  - (4) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年沖縄県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 4 申請の方法等
  - (1) 申請の方法 この公告による競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接(2)イに掲げる場所に提出するものとする。ただし、平成27年4月1日から平成29年3月31日まで有効な「沖縄県建設工事入札参加資格者名簿」に登録されている者については、この限りでない。
    - ア 入札参加資格審査申請書（建設業務）
    - イ 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し
    - ウ 建設業許可通知書の写し又は許可証明書
    - エ 建設業労働災害防止協会加入証明書
    - オ 申請日前の直近2年間の法人事業税、法人税及び消費税に関し滞納がないことを証する書類
    - カ 審査結果通知書送付用切手（120円分）
  - (2) 入札参加資格審査申請書（建設業務）の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
    - ア 配付場所及び入手するための手段 配付は行わない。沖縄県文化観光スポーツ部観光整備課のホームページ（[http://www.pref.okinawa.jp/site/bunka-sports/kankoseibi/seibi/big\\_mice.html](http://www.pref.okinawa.jp/site/bunka-sports/kankoseibi/seibi/big_mice.html)）から直接ダウンロードすること。電話連絡及びファックスによる請求は認めない。
    - イ 提出場所及び申請に関する問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁行政棟8階） 沖縄県文化観光スポーツ部観光整備課施設整備班 電話番号098-866-2077
  - (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から平成28年12月28日（水曜日）までとする。なお、それ以降も随時受け付けるが、開札日の前日までに審査を終了できない場合には、入札に参加できない。
  - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
    - ア 言語 日本語とする。
    - イ 通貨 日本国通貨とする。

- 5 入札参加資格の審査結果 郵送により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成30年3月31日（土曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
  - (1) 建設業許可区分
  - (2) 商号又は名称
  - (3) 所在地
  - (4) 代表者
  - (5) 電話番号及びファクシミリ番号
- 8 入札参加資格の取消し等
  - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合若しくは審査のための実態調査に応じなかった場合又は申請書類に虚偽その他不正な事項があった場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
  - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する沖縄県大型MICE施設整備運営事業に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成28年11月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 入札に付する事項
  - (1) 事業名 沖縄県大型MICE施設整備運営事業（以下「本事業」という。）
  - (2) 場所 沖縄県中頭郡西原町字東崎地内及び沖縄県島尻郡与那原町東浜地内
  - (3) 事業内容 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に準じ、事業に要する費用を県が負担し、大型MICE施設の設計・建設業務、開業準備業務及び運営・維持管理業務を包括的に行うDBO方式により実施する事業
  - (4) 事業期間等 次に掲げるとおりとする。なお、ア及びエについては、事業者提案事項とし、事業者選定の評価基準に含めるものとする。
    - ア 設計・建設業務 設計・建設工事請負契約締結日から平成32年6月30日までを標準とする。
    - イ 開業準備業務 平成29年11月1日から供用開始日の前日までとする。
    - ウ 運営・維持管理業務 供用開始日から平成44年3月31日までとする。
    - エ 供用開始日 平成32年9月1日を標準とし、平成33年3月31日を最終期限とする。
  - (5) 業務量の目安
    - ア 46,162,006,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
    - イ 内訳
      - (7) 設計・建設業務 43,800,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
      - (4) 開業準備業務 519,915,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
      - (7) 運営・維持管理業務 1,842,091,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
  - (6) 入札方法 入札価格、設計・建設業務、工事監理業務、開業準備業務及び運営・維持管理業務に関する能力並びに長期間にわたる事業運営計画の妥当性等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により行うものとする。
  - (7) その他 本入札は、次年度以降の債務負担行為に係る予算の成立を前提とした事前準備手続であり、県議会において当該予算案が否決された場合は、契約を締結しない。
- 2 入札参加資格要件 本事業に係る入札に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

## (1) 入札参加者の構成等

- ア 本事業の入札参加者は、本事業の設計業務を担当する者、建設業務を担当する者、工事監理業務を担当する者、開業準備業務及び運営業務に関わる者並びに維持管理業務に関わる者により構成されるグループとする。
- イ 当該グループには、(2)のイからカまでに示す資格要件を満たす者が含まれていなければならない。
- ウ 入札参加者のうち、県と設計・建設工事請負契約を締結する者を「整備事業者」とし、開業準備業務委託契約及び指定管理業務に係る協定を締結する者を「運営事業者」とし、入札参加者は、参加表明書提出時に、構成員がいずれに属するかを明らかにすること（いずれに属することも可とする。）。
- エ 整備事業者は、本業務のうち設計業務、建設業務及び工事監理業務の実施を目的として自主的に結成された特定建設工事共同企業体とする。
- オ 運営事業者は、本業務のうち開業準備業務及び運営・維持管理業務の実施を目的として落札者の構成員を含む者の出資により設立された株式会社とし、落札者の構成員による出資比率の合計が過半数を超えなければならない。
- カ 入札参加者は、参加表明書提出時に当該グループの中から代表企業を定め、必ず当該代表企業が応募の手続を行うこと。
- キ 整備事業者のうち建設業務を担当する者は、建築工事業に係る特定建設業の許可を受けている者を3者以上、電気工事業又は管工事業に係る特定建設業の許可を受けている者を1者以上含む合計4者以上で構成すること。
- ク 入札参加者と資本面又は人事面において関連のある者は、他のグループの構成員となることができない。

## (2) 構成員の資格要件

## ア 全ての構成員の資格要件

- (ア) 法人であること。
- (イ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者又はその開始決定がされている者でないこと。
- (ロ) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき更生又は再生手続中の者でないこと。
- (ハ) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (ニ) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる事実がないこと。
- (ホ) 申請日前の直近2年間の法人事業税、法人税及び消費税に関し滞納がないこと。
- (ヘ) 沖縄県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名留保又は指名停止の措置を受けていないこと。
- (ヘ) 役員等に、禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいないこと。
- (ケ) 役員等に、公務員としての懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者がいないこと。
- (コ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定に基づき、沖縄県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しない者でないこと。
- (サ) 暴力団等の反社会的組織の関係者又はそれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。
- (シ) 県が本事業に係るアドバイザー業務を委託した野村総合研究所・安井建築設計事務所共同企業体を構成する株式会社野村総合研究所若しくは株式会社安井建築設計事務所、同共同企業体が当該アドバイザー業務に関して委託契約を締結している西村あさひ法律事務所、株式会社日本経済研究所若しくは株式会社横浜国際平和会議場又はこれらの子会社若しくは親会社でないこと。

## イ 設計業務を担当する者の資格要件

- (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であって、平成18年度以降に同法による監督処分を受けたことがないこと。
- (イ) 平成28年11月11日付け沖縄県公報定期第4495号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県大型MICE施設整備運営事業に係る設計業務及び工事監理業務に係る入札参加資格を有すると認められた者、当該者からその営業を承継した者若しくは当該公告に基づき入札参加資格を有することについての確認を申請中である者又は沖縄県建設工事入札



参加資格者名簿に建設コンサルタントの入札参加者として登録されている者であること。なお、当該確認を申請中である者にあつては、提案書の提出日までに審査が終了しない場合には、入札参加資格を欠くものとする。

- (f) 設計業務を担当する者のうち1者以上が、平成18年4月1日から入札参加資格確認申請書の提出時までの間に終了した設計業務で、延べ床面積が5,000㎡以上の無柱空間を有する建築物（公会堂、集会場、展示場、劇場、体育館等）の実設計に係る元請の実績（共同企業体方式での実績にあつては、出資比率が総出資額の100分の20以上で、契約書の写し等により、その内容を証明できる場合に限る。）を有する者であること。

ウ 建設業務を担当する者の資格要件

- (7) 建築工事業、電気工事業又は管工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (i) 平成28年11月11日付け沖縄県公報定期第4495号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県大型MICE施設整備運営事業に係る建設業務に係る入札参加資格を有すると認められた者、当該者からその営業を承継した者若しくは当該公告に基づき入札参加資格を有することについての確認を申請中である者又は沖縄県建設工事入札参加資格者名簿に建築工事業、電気工事業又は管工事業の入札参加者として登録されている者であること。なお、当該確認を申請中である者にあつては、提案書の提出日までに審査が終了しない場合には、入札参加資格を欠くものとする。
- (f) 建設を担当する者のうち1者については、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査に係る総合評定値通知書（有効かつ最新のものとする。）における建築一式の総合評定値が1,100点以上であり、その他の者については、担当する業務の総合評定値が890点以上のものであること。
- (e) 平成18年4月1日から入札参加資格確認申請書の提出時までの間に終了した工事で、次に掲げる実績（共同企業体方式での実績については、出資比率が総出資額の100分の20以上で、契約書の写し等により、その内容を証明できる場合に限る。）を有していること。ただし、建設業務を担当する他の者が当該実績を有している場合は、この限りでない。
- a 延べ床面積が5,000㎡以上の無柱空間を有する建築物（公会堂、集会場、展示場、劇場、体育館等）の新築工事の施工の元請の実績
  - b 沖縄県赤土等流出防止条例（平成6年沖縄県条例第36号）の規定に基づく赤土流出防止対策工又はこれと同等の施工実績
  - c 不発弾磁気探査業務を含む建設工事の施工実績

エ 工事監理業務を担当する者の資格要件

- (7) 建築士法第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であつて、平成18年度以降に同法による監督処分を受けたことがないこと。
- (i) 平成28年11月11日付け沖縄県公報定期第4495号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による沖縄県大型MICE施設整備運営事業に係る設計業務及び工事監理業務に係る入札参加資格を有すると認められた者、当該者からその営業を承継した者若しくは当該公告に基づき入札参加資格を有することについての確認を申請中である者又は沖縄県建設工事入札参加資格者名簿に建設コンサルタントの入札参加者として登録されている者であること。なお、当該確認を申請中である者にあつては、提案書の提出日までに審査が終了しない場合には、入札参加資格を欠くものとする。
- (f) 工事監理業務を担当する者のうち1者以上が、平成18年4月1日から本事業の入札参加資格確認申請書の提出時までの間に終了した工事監理業務で、延べ床面積が5,000㎡以上の無柱空間を有する建築物（公会堂、集会場、展示場、劇場、体育館等）の工事監理に係る元請の実績（共同企業体方式での実績にあつては、出資比率が総出資額の100分の20以上で、契約書の写し等により、その内容を証明できる場合に限る。）を有する者であること。
- (e) 工事監理業務を担当する者が、建設業務を担当する者を兼ねることはできない。

オ 開業準備業務及び運営業務に関わる者の資格要件 平成18年4月1日以降において、施設（公会堂、集会場、展示場、劇場、体育館等）に係る1年以上の運営実績を有すること。この場合において、運営事業者のうちの1者以上が満たせば良いものとする。

カ 維持管理業務に関わる者の資格要件

- (7) 平成18年4月1日以降において、施設（公会堂、集会場、展示場、劇場、体育館等）に係る1年以

上の維持管理実績を有すること。この場合において、運営事業者のうちの1者以上が満たせばよいものとする。

(4) 維持管理業務の遂行に必要な資格を取得していること。

### 3 入札参加の手続

(1) 参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出 入札参加希望者は、参加表明書及び入札参加資格確認申請書を以下のとおり提出すること。資格確認の結果は、平成29年1月25日（水曜日）までに入札参加希望者（代表企業）に対して入札参加資格確認結果通知書の発送により通知する。

ア 受付期間 平成29年1月10日（火曜日）午前9時から同月13日（金曜日）午後5時まで（必着）

イ 受付方法 紙媒体を、持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、書留郵便にて郵送すること。なお、電報及び電送による提出は認めない。

ウ 提出先 沖縄県文化観光スポーツ部観光整備課施設整備班 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁行政棟8階）

(2) 入札提出書類の提出

ア 受付期限 平成29年3月6日（月曜日）午後5時まで（必着）

イ 受付方法 紙媒体及び同内容の電子媒体を、持参又は郵送により提出すること。郵送の場合は、書留郵便にて郵送すること。なお、電報及び電送による入札は認めない。

ウ 提出先 (1)ウに示す場所

(3) プレゼンテーション 入札参加者は、平成29年3月中に、入札提出書類についてのプレゼンテーションを行うこと。詳細な実施方法等は、代表企業に対して通知する。

4 入札参加資格の喪失 入札参加資格審査結果通知書を受けた入札参加者の構成員が次のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格要件を満たさなくなったとき。ただし、県がやむを得ないと認める事情が生じた場合の取扱いについては、入札説明書による。

(2) 入札提出書類に虚偽の記載をしたとき。

5 入札参加資格に関する文書入手するための手段 沖縄県文化観光スポーツ部観光整備課のホームページ（URL [http://www.pref.okinawa.jp/site/bunka-sports/kankoseibi/seibi/big\\_mice.html](http://www.pref.okinawa.jp/site/bunka-sports/kankoseibi/seibi/big_mice.html)）から直接ダウンロードすること。電話連絡及びファックスによる請求は認めない。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者として決定した場合は、当該決定を取り消すものとする。

(1) 入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札

(2) この公告に示した入札参加者に必要な資格のない者が行った入札

(3) 入札参加資格確認結果通知書の交付を受けた後、構成員のいずれかが沖縄県において指名停止措置を受け、加点審査時において指名停止期間中にある構成員を含む者の行った入札

(4) 入札説明書等に定める方法によらない入札

(5) 入札金額の内訳書を提出しない者が行った入札又は入札金額と合計金額が一致しない内訳書を提出した者が行った入札

(6) 入札書の表記金額を訂正した入札

(7) その他入札説明書等において示した入札に関する条件に違反した入札

### 7 落札者の決定

(1) 入札提出書類の評価に関する基準 総合評価に関する評価項目は、次のとおりとし、詳細については、県が別に定める落札者決定基準による。

ア 事業実施の全体方針

イ 設計・建設に関する事項

ウ 運営に関する事項

エ 維持管理に関する事項

オ 設計・建設に必要となる対価

カ 開業準備及び運営・維持管理に必要となる対価等

(2) 総合評価の方法

ア 入札参加資格確認審査 入札参加資格確認審査は、入札参加者として適切な資格及び必要な能力を有しているかを審査するものであり、2に示す参加者資格要件を満たしていない場合は失格とする。

なお、入札参加資格審査の結果は、提案審査における評価に反映しないものとする。

イ 提案審査 提案審査は、総合評価一般競争入札により落札者を決定するために、入札参加者の提案内容等を審査するものであり、提案審査の手順は次のとおりである。

(7) 入札価格の確認 入札価格の内訳書において、設計・建設業務に係る対価、開業準備業務に係る対価及び運営・維持管理業務に係る対価のいずれかが1(5)イに示す業務量の目安の内訳を超える場合は失格とする。

(4) 基礎審査 入札参加者が提出した入札提出書類について、業務要求水準書に定めた業務要求水準を全て満たしているかについて審査を行う。なお、提案内容が業務要求水準書に定められた業務要求水準を満たしていない項目がある場合は、失格とする。

(7) 加点審査

a 入札参加者から提出された入札提出書類の各様式に記載された内容について、審査項目ごとに審査を行い、得点を付与し、当該得点の合計得点と、入札価格に基づき算出された得点を合算して当該総合評価点とする。

b 沖縄県大型MICE施設整備運営事業者選定委員会が入札参加者に対してヒアリング（入札参加者によるプレゼンテーション、質疑応答等）を実施する。

c 必要に応じて入札参加者に文書で質問し、入札参加者からの回答の内容については、審査対象に含むものとする。

d 加点審査は、提案内容の評価点を160点、入札価格の評価点を40点とし、総合評価点を200点満点とする。

ウ 最優秀提案者の選定

(7) 加点評価によって得られた総合評価点が最も高い提案者を最優秀提案者として選定する。

(4) 総合評価点が最も高い入札参加者が複数ある場合には、提案内容の評価点が高い入札参加者を最優秀提案者とする。

エ 落札者の決定 沖縄県は、大型MICE施設整備運営事業者選定委員会の選定結果を踏まえて、落札者を決定し、平成29年4月を目途に公表する。

8 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

(1) 名称 沖縄県文化観光スポーツ部観光整備課

(2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁行政棟8階） 電話番号098-866-2077

9 その他

(1) 契約条項を示す期間及び場所

ア 期間 平成28年11月11日（金曜日）から平成29年3月6日（月曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後4時30分まで

イ 場所 3(1)ウに示す場所

(2) 契約締結時期等 落札者は、落札決定後7日以内に、記名押印した仮契約書の案を提出しなければならない。本工事に係る契約を締結するためには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づき、沖縄県議会の議決を要するため、落札決定後は仮契約を締結し、沖縄県議会の議決を経て通知したときをもって本契約とする。

(3) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。

(4) 入札保証金 入札説明書による。

(5) 関連情報を入手するための窓口 沖縄県文化観光スポーツ部観光整備課施設整備班 電話番号098-866-2077

(6) 最低制限価格 設定しない。

(7) 必要と認めるときは入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

10 Summary

(1) Contract Details :

Design, Construction, Operation And Maintenance Related To The Okinawa Prefectural Government MICE Facility Development Project

(2) Deadline For The Submission Of Application Forms :

5:00 p.m. 13 January, 2017

- (3) Deadline For The Required Relevant Documents and The Submission Of Tenders :  
5:00 p.m. 6 March, 2017
- (4) Contact Point For Tender Documentation :  
Tourism Development Division, 8th Floor, Okinawa Prefectural Government Office Building,  
1-2-2 Izumizaki Naha City, Okinawa, 900-8570 Japan  
Tel 098-866-2077
- (5) Language For Making Inquiries : Japanese

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年11月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年8月14日 沖縄県指令土第711号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字饒波饒波原180番1の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字高安487番地2 座安均
- 5 検査済証番号 平成28年11月1日 第4330号
- 6 工事完了年月日 平成28年9月9日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年11月11日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年2月2日 沖縄県指令土第71号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字幸地小又438番及び438番5
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字幸地438番地 佐久田朝太
- 5 検査済証番号 平成28年11月2日 第4331号
- 6 工事完了年月日 平成28年10月4日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年11月11日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年5月31日 沖縄県指令南土第630号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字伊覇258番28
- 3 公共施設 道路
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市首里石嶺町2丁目208番地1 株式会社大成開発 代表取締役 名嘉原トモ子
- 5 検査済証番号 平成28年9月15日 N第704号
- 6 工事完了年月日 平成28年9月2日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年11月11日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年9月22日 沖縄県指令南土第1025号、平成28年2月29日 沖縄県指令南土第183号(変更)
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字志多伯外敷原323番7
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市字上間457番地1 大城マンション110 大田和明
- 5 検査済証番号 平成28年9月15日 N第705号
- 6 工事完了年月日 平成28年9月12日

---

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年11月11日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年4月13日 沖縄県指令南土第516号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波当原53番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字座安38番地402 上里悟
- 5 検査済証番号 平成28年9月21日 N第706号
- 6 工事完了年月日 平成28年9月14日

---

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年11月11日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年10月28日 沖縄県指令南土第1101号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮城340番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字宮平307番地の5 飯田昭朝
- 5 検査済証番号 平成28年9月27日 N第707号
- 6 工事完了年月日 平成28年9月23日

---

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年11月11日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年1月8日 沖縄県指令南土第6号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄282番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字友寄111番地 久保田優作
- 5 検査済証番号 平成28年9月27日 N第708号
- 6 工事完了年月日 平成28年9月15日

---

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年11月11日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年12月21日 沖縄県指令南土第1284号



- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄194番9及び194番10
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市田原3丁目2番地1小禄市営住宅1-612 知念徹
- 5 検査済証番号 平成28年9月27日 N第709号
- 6 工事完了年月日 平成28年9月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年11月11日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成28年3月29日 沖縄県指令南土第291号、平成28年9月29日 沖縄県指令南土第1290号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字真栄里599番5及び600番1の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南城市玉城字屋嘉部410番地1 Sun Stage Nanjo 205号 加藤孝浩
- 5 検査済証番号 平成28年10月6日 N第710号
- 6 工事完了年月日 平成28年8月23日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年11月11日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年12月2日 沖縄県指令南土第1206号、平成28年6月10日 沖縄県指令南土第701号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字長堂143番1及び143番13
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字長堂400番地1 メゾン宮城302 宮城健
- 5 検査済証番号 平成28年10月17日 N第711号
- 6 工事完了年月日 平成28年10月5日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年11月11日

沖縄県南部土木事務所長 嶺 井 秋 夫

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成27年12月4日 沖縄県指令南土第1226号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川201番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山1613番地5 与座アパートII 301 島袋操
- 5 検査済証番号 平成28年10月18日 N第712号
- 6 工事完了年月日 平成28年10月4日

## 教育委員会事項

### 沖縄県教育委員会告示第4号

平成29年度沖縄県立特別支援学校の幼稚部及び沖縄県立高等特別支援学校の入学定員を次のように定め

る。

平成28年11月11日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

## 1 沖縄県立特別支援学校の幼稚部

### (1) 設置学級数

学校名	一般
	学級数
沖縄盲学校	1
沖縄ろう学校	3
名護特別支援学校	1
美咲特別支援学校	2
島尻特別支援学校	1
西崎特別支援学校	2
宮古特別支援学校	1
八重山特別支援学校	1
計	12

(2) 定員 1学級につき5人を標準とする。ただし、校長が必要があると認めるときは、この限りでない。

## 2 沖縄県立高等特別支援学校

学校名	一般	
	学級数	定員
沖縄高等特別支援学校	5	45人
中部農林高等支援学校	1	10人
陽明高等支援学校	2	20人
南風原高等支援学校	2	20人
やえせ高等支援学校	1	10人
計	11	105人

発 行 所  
沖 縄 県 総 務 部  
総務私学課  
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 文進印刷株式会社  
〒901-0416 島尻郡八重瀬町字宜次706番地4